

ワースト・アセス・コンテスト 評価書(案)

事業名	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業(トヨタ自動車テストコース建設計画)	事業者	愛知県企業庁
------------	---------------------------------------	------------	--------

1. 実施されたアセス手続は事業による環境影響の回避や軽減に役立つか？(Yes・No) NOの場合、なぜ役に立たないか？どのようにアウズメントだったか？より具体的な記入が可能であればお願いします。

項目	事業者による影響予測と評価	事業者の評価に対する応募者の評価
<p>ミゾゴイに対する評価</p> <p>絶滅危惧種に対する評価</p>	<p>生息適地評価値の求め方が不明解</p> <p>生息に影響はない 小さいとしている。</p>	<p>対象計画地内で確認された生息適地評価値は1.5と2.3であるにもかかわらず、1.0以上であると推定している。土地の改変後に1.2と1.1となるが影響は少ないと結論付けている</p> <p>絶滅危惧種がなんと動植物97種類 植物も29種類 生息しています。それらの生息地をほとんど造成工事により破壊して 環境に対する影響が少ないと結論づけているのは どう考えても理不尽です。東京ドーム60個分の広葉樹の森を破壊して生息に影響がないはずがない。それを影響は少ない。ないなどと結論づけている。</p>

2. 影響評価に必要な情報は公開されていたか？(Yes・No) NOの場合、

どのような情報が隠されていたか？	公共事業でない 一企業の企業活動のための事業を公共事業と偽り あたかも 公共性があると アセスで謳っている。公共性がないのかかわらず 公共性のため自然破壊 絶滅危惧種のさらなる絶滅は仕方ないというスタンスである。公共事業でない事業を公共事業だから 破壊は仕方ない。絶滅危惧種が絶滅しても仕方ないという方法を取っている。
------------------	---

3. 環境影響を評価した項目は適切か？調査は十分だったか？科学的だったか？(Yes・No) NOの場合、

どのような評価項目が欠けていたか？	当初 660Haのうち410Haを破壊する予定であったが 絶滅危惧種が見つかり270Haに変更した。それで 生物に配慮したとごまかしている。面積を縮小しただけ。面積を縮小したから 絶滅危惧種に影響はないというなら 科学的 生物学的根拠がない。面積を小さくしただけで 絶滅危惧種の生息が保てるかという保障は全くない。それを破壊する面積を小さくした 環境に配慮したとごまかしている。
-------------------	---

4. 方法書や準備書に対して提出された意見は合理的に反映されたか？(Yes・No) NOの場合、

何かがどう反映されていなかったか？	準備書の閲覧に対して数多くの環境保全に対する意見書の中で 開発は無謀で多くの絶滅危惧種をさらに絶滅に導くので 開発を中止するか 代替地での開発を提案しているものが ほぼ 99%であったに関わらず 評価書には全く反映されていない。この地ありきで 反対意見にことごとく別けのわからない理由をつけ 影響はないと強引に結び付けている。また 準備書の環境保全に関する意見口述会には 参加した8人 全員が環境に影響があるから中止してほしいとの意見を述べたが その意見も全く反映されておりません。
-------------------	---

5. 地方公共団体は、住民意見や地域環境を適切に考慮して意見を述べたか？(Yes・No) NOの場合、

どのような問題があったか？	最初から この場所での開発ありきで 貴重種の生息も関係なく ただ テストコースを作るのに優位な意見を述べただけである。
---------------	---

6. 環境省は自然環境の保護を任務とする省として果たすべき役割を果たしたか？(Yes・No) NOの場合、

どのような問題があったか？	環境大臣に直訴したに関わらず 愛知県の事業であるので 愛知県の問題と一蹴されてしまった。また 国会で共産党の議員が質問しましたが 同じであった。愛知県が無謀な自然破壊をしようとしてもどこも注意したり止めさせたりする機関がないのが現状である。泥棒をすれば警察が捕まえるが 地方公共団体が 無謀な自然破壊をしてもどこも捕まえるところがない。国の事業だけでなく すべての事業で自然破壊を取り締まるのが 環境省の仕事ではないか！自然保護には環境省は 役にたたない。アセスもでたらめ書いても 書類が 揃っていればいいという感じである。環境省は相変わらず自然を貴重種を守れない省庁である。
---------------	--

7. 環境影響評価の実施時期は適切だったか？(Yes・No) NOの場合、

影響を回避軽減するためには評価はいつ行われるべきだったか？	最初から 野鳥の会 野鳥愛好家の調査で 開発予定地が 絶滅危惧種の宝庫ということは 分かっていたのであり その時点でアセスなどしなくても ここを破壊してはならないことは 愛知県は分かっていたはずである。今回のアセスは県民の貴重な税金を使い 愛知県の無謀な自然破壊にお墨付きを与えたための開発のためのアセスである。評価書が 今年 1月に閲覧され 4月から工事という あくまでも開発のために手続き上アセスをしたにすぎない。このアセスは なんら自然保護に役に立たない。影響があっても影響がない。と評価するだけなので、 いつと言われても答えようがない。あえて挙げるなら 評価書が出て さらに科学的調査を10年以上すべきである。
-------------------------------	---

8. 環境影響評価のための調査にかかった費用は？()円 不明の場合は空白可

9. アセス手続が客観性を疑われる根拠となる事実はあるか(調査を行った業者が事業者から天下りを受け入れている、関連事業者である等)(Yes・No)

そもそもトヨタ自動車の事業であるので 愛知県が税金を使ってアセスメントをすること自体がおかしいのである。愛知県は例え どのようなことがあってもトヨタ自動車のために造成を止められないので 最初から開発あり気の結果しかでないのである。本来なら これだけ絶滅危惧種が多く生息する森をレッドデータブックを作った愛知県 自ら 破壊するなどありえないことであり 許しがたい暴挙である。

10. 皆様から寄せられて加えたワースト評価項目です。その他にもあればご自由にご記入ください。

- ・アセス手続きの事前調査や手続中の調査が環境影響を及ぼした。(Yes・No) Yesの場合、
- ・アセス手続の最中に事業者が事業を進捗させている。(Yes・No) Yesの場合、
- ・事業決定前に、目的の正当性、妥当性、効果の議論に十分な説明、参加、意見反映があり、環境影響が比較評価されたか。(Yes・No) Noの場合、
- ・周辺の複数開発事業との複合的なアセスは行われたか?(Yes・No) Noの場合、
- ・ゼロオプション(何もしない案)や代替案は検討されたか?(Yes・No)Noの場合、
- ・アセス手続で十分に住民意見等を言える機会があったか?(Yes・No) Noの場合、
- ・環境省の指針や関係省令そのものへの疑問がある(Yes・No) Yesの場合、具体的にご記入ください。
- ・訴訟(有)の場合のアセスの関する争点や、裁判所の判断が示されている場合はその判断をご記入ください。

COP10を誘致し 世界に対して 生物多様性の大切さを訴えた愛知県が 愛知県で一番生物相豊かな 緑の森を愛知県自ら破壊するというとんでもない自然破壊 生物多様性の破壊です。これにより97種の絶滅危惧種が 壊滅的な被害を受けるのはアセスメントをしなくても誰でもわかることであります。もっとひどいのは この開発は一企業のために 愛知県が その企業になり替わり 用地買収 造成するというものであり、偽装公共事業の疑いがあるものであります。本来なら 開発したい企業が 行う用地買収 アセスであります。公共事業を装うことで 絶滅危惧種の生息地を破壊することを正当化し 用地買収 保安林解除 農地の転売を容易にしています。大企業が行政と手を組めばなんでも出来てしまいます。

また 世界一の企業の事業であるため マスコミは 怖がってか? 一切報道していません。この極めて無謀な環境破壊を止めるのは 良識ある国民の皆様の 無謀な自然破壊を止めようという気持ちしかありません。

本来なら このように絶滅危惧種が多数生息する場所に テストコースを作ろうと言う企業があれば それは 止めましょう。と言うのが愛知県の役割である。それを率先して造成するのですから これは世界一の悪玉アセスメントであると 私は考えます。

東京ドーム60個分の森を破壊しておいて 絶滅危惧種の生息環境に 影響は小さい。ないなど 信じられるものではない。

・その他、特記事項 (どのようにすればよりよいアセスになるか)

代替地を設定し比較調査すべきであります。また 660haのうちおよそ半分の270Haを破壊しても 現在の生物相 生態系が守れるという科学的 生物学的根拠を示し証明すべきであります。知事は開発あり気でなく はっきりと環境の保全ができない別の場所でおこなえと意見を言うべきである。

